

譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（経団連）

社団法人日本経済団体連合会事務局の協力により、同連合会会員宛に質問事項を送付し、24社から回答を受領した。このうち、9社からは、譲渡禁止特約付き債権を譲渡しようとしたことがないという回答があったことから、質問1から9までについては譲渡禁止特約付き債権の譲渡を検討したことがあるという15社からの回答を、質問10については全24社からの回答を対象として、事務当局が取りまとめた結果を以下のとおり報告する。

1. 譲渡禁止特約によって、債権譲渡による資金調達に支障が生じているとお考えでしょうか。

（回答の要旨）

支障が生じていることを肯定する方向の回答 5社
支障が生じていることを否定する方向の回答 10社

（補足説明）

回答があった会員では、譲渡禁止特約によって、債権譲渡による資金調達に支障が生じていることを否定する方向の回答が多数であった。譲渡禁止特約によって、債権譲渡による資金調達に支障が生じていることを肯定する方向の回答の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 債権譲渡によって資金調達したくとも、債務者の承諾がないと譲渡できないため、資金調達面でのフレキシビリティが欠けることになる。
- 当社が譲渡人に対して有する債権の保全のために担保として、譲渡人が第三債務者に対して保有する債権の譲渡を要求することはあり、その際には譲渡禁止特約によって支障が生ずることがある。
- 当社自身においては、支障が生ずることは特段ないと考えが、顧客の資金調達には支障が生じる場合もあると考える。
- 資金調達の選択肢が狭まっていると考える。

2. （1において支障が生じていると考えている場合）譲渡禁止特約によって、債権譲渡による資金調達にどのような支障が生じているか、具体的にご教示ください。

（回答の要旨）

- 資金調達を行うことができなくなるか、資金調達が行うことができるとしても、その条件が、譲渡禁止特約がなかった場合よりも悪化することがあるとするもの（5社）

(補足説明)

回答の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 譲渡禁止特約があることにより、当該債権を担保として差し入れることや流動化することができず、意図した資金調達ができない。
- 所要金額に対して、債権譲渡による資金調達可能金額が少なくなることがある。
- 債権譲渡禁止特約が付されている債権については債権譲渡による資金調達の対象外としている。

3. 譲渡禁止特約付き債権を譲渡しようとしたものの、債務者が承諾しなかったために、譲渡禁止特約付き債権を譲渡できなかったという事例はありますか。

(回答)

ある	3社
ない	12社

4. (3のような事例がある場合) 債務者が承諾しなかった理由が分かれば、ご教示ください。

(回答の要旨)

- ① 抗弁権(特に相殺の抗弁)の確保を理由とするもの(2社)
- ② 譲受人が有していた債務者への債権と相殺するために譲渡しようとしたということを理由とするもの(1社)

(補足説明)

(1) 回答①の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。

- 第三者への譲渡により債務者にとってのリスクが生じる(反対債権との相殺ができなくなる等)ということをも理由とするもの。

(2) このほか、前記質問3について「ない」とした回答から、自社が債務者であった場合に考えられる事情から推測した記載であるとの留保をした上で、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 債権譲渡の譲受人が金融機関である場合には、債務者の与信枠の一部を当該譲渡債権に割り当てることを意味し、債務者が借入れのために利用できる与信枠が減ることとなるという懸念から、承諾しない場合があることが想定されるとするもの。

5. 譲渡しようとした債権に譲渡禁止特約が付されていたため、債務者から承諾を取得しようとしせずに、譲渡を断念したという事例はありますか。

(回答)

ある	4社
ない	11社

6. (5のような事例がある場合)なぜ、債務者から承諾を取得しようとしせずに、譲渡を断念したか、理由をご教示ください。

(回答の要旨)

- ① 承諾を得るための手続の負担が大きいことを理由とするもの(3社)
- ② 承諾を求めても、応諾してもらえない可能性が高いことを理由とするもの(2社)
- ③ 債権者の信用不安を招くおそれがあるということを理由とするもの(1社)

※注 複数の理由を回答した会員があるため、回答数の合計が、質問5で「ある」と回答した会員の数と一致しない。

(補足説明)

- (1) 回答①の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあつた。
 - 債務者に承諾を求める手間と、債権譲渡による資金調達の必要性を考慮し、現時点では、承諾を取得することはしていない。
- (2) 回答②の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあつた。
 - 譲受人が有していた債務者への債権と相殺するために譲渡しようとしたものであつたため、承諾を得られる見込みがなかつたということをも理由とするもの。

7. 債務者の承諾を取得した上で、譲渡禁止特約付き債権を譲渡したという事例はありますか。

(回答)

ある	12社
ない	3社

8. (7のような事例がある場合)譲渡禁止特約付き債権のうち、債務者から承

諾を取得できた債権が、およその程度の割合を占めるか、ご教示ください。

(回答の要旨)

- | | |
|---|----|
| ① 承諾を依頼した事例については、承諾を取得できた債権が多数を占めるという回答 | 7社 |
| ② 承諾を取得できた事例は少ないという回答 | 3社 |
| ③ 割合は不明であるという回答 | 2社 |

(補足説明)

(1) 回答①の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 常に承諾を取得できているものと認識している。
- 詳細な数値は不明だが、承諾を取得できなかった場合はほとんどない。
- 譲渡禁止特約付き債権を譲渡することはほとんどないが、破綻して回収の見込みがない得意先に対する譲渡禁止特約付き債権を廉価で銀行系列のサービサーに譲渡することがごくまれにある。そのような場合には得意先の協力が得られ、承諾を取得できる。
- 譲渡禁止特約付き債権を譲渡することは債権者・債務者間に特殊な人的関係がある場合（親子会社間等）に稀にあるが、全て承諾を取得できた。
- 債務者が譲渡を承諾していることを確認してから譲り受けているので、必ず承諾を取得できている。

(2) 回答②の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。

- 譲渡自体は例外的な対応として行っているため、全体に占める割合は非常に少ない。
- 発注者に対する工事請負代金債権が発注者の債務不履行により弁済を受ける見込みが立たない場合に、サービサー等の回収業者に譲渡した事例が、過去10年で2、3件ある。請負代金が貸倒れとなる事例が年間10件程度あるということに鑑みると、割合は非常に低い。

9. (7のような事例がある場合) 債務者が、譲渡禁止特約付き債権の譲渡を承諾した理由が分かれば、ご教示ください。

(回答の要旨)

- ① 譲渡について承諾することのリスクを理解し、納得できたことを理由とするもの(3社)
- ② 譲受人が特定されており、当該譲受人への譲渡であれば譲渡されても

問題ないということを理由とするもの（3社）

- ③ 譲渡人と債務者との間の関係を理由とするもの（2社）
- ④ その他（1社）

（補足説明）

- (1) 回答①の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
 - 対抗要件の確実な取得などにより二重払のリスクを回避できていると考えられ、また、譲受人から譲渡人に対する回収権限の付与（取立委任）が行われるため、従来の支払手続に変更が生じないということをも理由とするもの。
 - ①反対債権の債権保全の観点から問題ないことが確認できたことや、②債務者側の事務負担が軽かったことを理由とするもの。
 - 譲渡人が、債権譲渡によって債務者に迷惑をかけない旨の確約を行い、譲受人から債権回収権限を与えられていたことを理由とするもの。

- (2) 回答②の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
 - 債権譲渡先がSPC（特別目的会社）等であることが分かり、債権譲渡先に対する懸念が解消されたということをも理由とするもの。
 - 譲受人が信頼に値する金融機関（又はそのSPC）であることを理由とするもの。
 - 譲渡先がはっきりしており、債務者からも譲渡先が問題ないとして納得が得られたということをも理由とするもの。

- (3) 回答③の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
 - 取引関係の継続を優先したことを理由とすると推測するもの。
 - 債権者との関係上やむを得ずとの場合が多いとするもの。

- (4) 回答④の中には、具体的に以下のような理由を挙げるものがあった。
 - 当該事案において、政策目的実現のため等、取引上の必要性があったとするもの。

10. 民法（債権関係）の見直しに当たって、譲渡禁止特約について、どのような見直しをすることが望ましいか、ご意見があれば、自由にご記載ください。

（回答の要旨）

- ① 譲渡禁止特約の第三者に対する効力は認めるべきではないという意見
- ② 債権の類型に応じて譲渡禁止特約の効力の在り方を検討すべきである

とする意見

- ③ 一定の目的の債権譲渡については、譲渡禁止特約の第三者に対する効力を認めるべきではないという意見
- ④ 譲渡禁止特約の第三者に対する効力について、①から③までの意見を前提とした上で、債務者保護の方策を拡充すべきであるという意見
- ⑤ 現行の制度について特に見直しの必要はないという意見

(補足説明)

- (1) 回答①の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
 - 債権の流動化を促進させる観点からは、相対的効力案（民法（債権関係）部会資料9-1〔2頁〕参照）を採用することは方向性としては望ましいという意見。
- (2) 回答②の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
 - 大量かつ迅速に処理をするためには不可欠なものであることから、預金債権に限って、譲渡禁止特約の効力を認めるべきであるという意見。
- (3) 回答③の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
 - 債権者の立場からは、資金調達の選択肢が広がるため、売掛債権について、譲渡禁止特約の第三者効を否定するような見直しが望ましいという意見。
- (4) 回答④の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
 - 債務者の立場からは、債権譲渡が広く認められると、二重払のリスクが高くなるのではないかという不安や、反対債権による相殺の抗弁権の行使に支障が生じるのではないかと不安があり、これらに配慮すべきであるという意見。
 - 譲渡禁止特約の利用を制限し、債権譲渡をしやすくする方向での改正を検討する場合には、供託制度の活用維持など債務者のリスクや負荷も考慮する必要があるという意見。
- (5) 回答⑤の中には、具体的に以下のような指摘をするものがあった。
 - 債務者としては、支払先が変わるのは望ましくなく、二重譲渡、三重譲渡等が行われることもあり、これらに一括して対応するためには、譲受人の譲渡禁止特約の善意・悪意を問題にして債権者不確知による供託を行うのが簡便であり、このような実務が維持されることが望ましいという意見。

- 実際の取引では、これまでの判例に基づいた運用がされていると考えているので、現在の判例に基づいた取引を大きく変更するような見直しは不要と考えているという意見。
 - 現行法を維持するが、特に、債務者が譲受人に譲渡禁止特約を対抗できない場合として、「第三者対抗要件が備えられている場合で、譲渡人について倒産手続の開始決定があったとき」が掲げられているが、これでは、倒産法上開始決定後も認められている相殺権（破産法第67条、民事再生法第92条等）の行使を阻害されるので、そのような見直しは行わないでほしいという意見。
 - ①譲渡禁止特約の効果が制限されると債務者にとって不利益が生じ、②債権者にとっては、現行の譲渡禁止特約の効力を理由として資金調達が阻害されているとは言えず、③相対的効力案を採用したとしても債権譲渡による資金調達が現行民法による場合よりも容易になるとは言い難いから、譲渡禁止特約の効力を制限する必要はない。むしろ、現行法の考え方を前提として、要件・効果の明確化を図るという改正を行うべきであるという意見。
 - 企業実務においては、契約当事者の信頼関係を重視し、安易な債権譲渡を防ぐため、譲渡禁止特約を頻繁に利用していることから、相対的効力案の採用については慎重に検討すべきであるという意見。
 - 相対的効力案を採用するとの改正提言については、これを採用しなければならぬ立法事実があるか疑問であり、見直しを行う必要はないと考えるという意見。
 - 実務的な感覚からすると、譲渡禁止特約を規定する方が常識であり、真に譲渡が必要な場合は、まず両当事者間で話し合い、債務者側が状況を精査して譲渡を承諾するという運用をしているため、現状に特段の不都合はなく、見直しの必要性が感じられないという意見。
 - 債権者の債権譲渡による資金調達は、本来、譲渡禁止特約のない債権のみを対象とすべきであり、債務者の債権が譲渡されないという期待権を害するものであるといえ、また、債務者の承諾なく譲渡禁止特約付き債権を譲渡することは、契約上、債務不履行となり、正常な商慣習に基づくものとはいえないため、この観点からも、譲渡禁止特約の効力を制限するような見直しを行うべきではないという意見。
- (6) 前記(1)から(5)までのほか、以下のような指摘をするものがあった。
- 資金調達の観点ではないが、例えばグループ各社における資金管理の効率化の観点から仮に各社の売掛金の一括管理を行うことを検討する場合、売掛債権の発生都度、グループのファイナンス会社に債権譲渡をするなどのスキームが考え得るところ、その際には債権譲渡禁

止特約は大きな支障となるため、柔軟な対応ができるような仕組みにしてほしいという意見。

- 譲渡人について倒産手続の開始決定があった場合にまで、譲渡禁止特約が譲受人に対抗できないとすること（民法（債権関係）部会資料 9-1「第1, 2(2) 譲渡禁止特約の効力を譲受人に対抗できない事由」）に疑問を感じる。譲渡人の倒産手続開始決定という一事をもって、譲渡禁止特約につき悪意・重過失の譲受人まで保護する必要性を感じないという意見。
- 譲渡人について倒産手続の開始決定があった場合にまで、譲渡禁止特約を譲受人に対抗できないとする考え方については、債務者が倒産手続の開始決定の有無を確認することが困難な場合も想定されることからすれば、譲渡人に対して支払った場合に、債務者は二重払のリスクを負担することになるため、譲渡人の倒産手続開始後に債務者に対する権利行使要件を（第三者対抗要件とは別に）具備する必要があるとするなど、慎重に検討すべきであるという意見。